

知事指定薬物等の取扱場所等に対する立入調査等に関する規程

平成27年11月20日

宮城県公安委員会規程第7号

知事指定薬物等の取扱場所等に対する立入調査等に関する規程を次のように定める

。

知事指定薬物等の取扱場所等に対する立入調査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第16条第3項の規定に基づく警察職員が行う立入調査等（以下「立入調査等」という。）に関し、適正な実施を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(立入調査等の実施)

第2条 立入調査等は、条例第2条第7号に掲げる薬物（条例第13条第1項に規定する知事指定薬物及び条例第4条第2項に規定する告示禁止物品を除く。）について、条例第15条各号（第5号を除く。）に掲げる行為が行われているおそれがあると認める場合であつて、条例第19条第1項の規定による要請をするため必要があると認めるとき又は条例第19条第2項の規定による通知をするため必要があると認めるときに行うものとする。

(細部の事項の委任)

第3条 立入調査等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。